

件名	知事の調査等の対象となる法人を定める条例
主管課	行革分権課
根拠法令等	地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成23年12月26日公布、公布日施行）

【制定の概要】

知事の調査等・議会への経営状況報告の対象となる法人を規定

資本金等の1/4以上1/2未満の出資法人（11法人）を全て規定（自治令第152条第1項第3号）

- | | |
|------------------|----------------|
| (社)愛媛県園芸振興基金協会 | 南レク(株) |
| (公財)伊方原子力広報センター | 松山空港ビル(株) |
| (財)愛媛の森林基金 | 愛媛エフ・イー・ゼット(株) |
| (財)えひめ産業振興財団 | 松山観光港ターミナル(株) |
| (財)えひめ海づくり基金 | |
| (財)松山観光コンベンション協会 | |
| (財)愛媛県廃棄物処理センター | |

施行日 公布の日

【その他参考事項】

1 地方自治法（抜粋）

（予算の執行に関する長の調査権等）

第221条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会（…）に対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を实地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者（…）に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの（…）にこれを準用する。

（財政状況の公表等）

第243条の3 省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

2 地方自治法施行令（抜粋）

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

第152条 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人 2 公社・医療技術大学

二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社 8 法人

三 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの 11 法人

4 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社 1 法人（上記8法人中の法人と重複）

二 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの 該当なし